

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 山本 潤

1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量

1) (単価契約) A 重油 3 6 k L
2) (単価契約) A 重油 6 0 k L
3) (単価契約) A 重油 2 k L
- (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。
- (3) 納入期間

自) 令和 7 年 1 0 月 1 日
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (4) 調達機関及び納入場所

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所において管理部門長が指定する下記の場所。
1) 宮古庁舎
2) 五島庁舎
3) 八重山庁舎
- (5) 入札方法

入札金額は、それぞれの 1 k L あたりの単価を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程 (平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号) 第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「燃料類」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等 (入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等) の交付を受けること。
- ① 直接交付

長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所長崎庁舎 管理部門管理課
電話 0 9 5 - 8 6 0 - 1 6 0 5
F A X 0 9 5 - 8 6 0 - 7 7 6 7
- ② 郵送による交付

封書に「 (単価契約) A 重油 ○ ○ 庁舎入札説明書希望」と記入し、返信用封筒 (角 2) に 2 7 0 円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付

任意書式に「 (単価契約) A 重油 ○ ○ 庁舎入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し て 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 7 年 8 月
2 0 日 ま で に 上 記 3 . A X に て メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説
明 書 の 質 疑 を 取 り と も に 当 機 構 の 代 え が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付
け な お 、 当 該 日 以 降 に 質 疑 が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付
け 、 同 様 に 対 応 す る 。 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て 特 定 の
た だ し 、 質 疑 内 容 に 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て 特 定 の
個 人 を 識 別 し 得 る 記 述 が あ る 記 述 が あ る 場 合 に は 、 当 該 箇 所
を 侵 害 す る お そ れ の 有 り を 公 表 せ ず 、 質 疑 者 の み に 回 答 す
こ と が あ る 。

5 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

(1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所

1) 令 和 7 年 9 月 1 9 日 1 0 時 0 0 分
2) 令 和 7 年 9 月 1 9 日 1 0 時 3 0 分
3) 令 和 7 年 9 月 1 9 日 1 1 時 0 0 分
長 崎 県 長 崎 市 多 良 町 1 5 5 1 - 8
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
水 産 技 術 研 究 所 長 崎 庁 舎 小 会 議 室

(2) 郵 便 に よ る 入 札 書 の 受 領 期 限 及 び 提 出 場 所

令 和 7 年 9 月 1 8 日 1 7 時 0 0 分
3 . ① に 同 じ 。

6 . そ の 他

(1) 契 約 手 続 き に お い て 使 用 す る 言 語 及 び 通 貨

日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。

(2) 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証

免 除 。

(3) 入 札 の 無 効

本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札
書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る 。

(4) 契 約 書 作 成 の 要 否

要 。

(5) 落 札 者 の 決 定 方 法

予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な
入 札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。

(6) 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知
書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と 。

(7) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。

7 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

(1) 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先

次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先

① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 (役 員 経 験 者) が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長 相
当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 (課 長 相 当 職 以 上 経 験 者) が 役 員 、 顧 問 等 ※ 注 1 と し て
再 就 職 し て い る こ と

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が 、 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ と
※ 注 2

な お 、 「 当 機 構 」 と は 、 改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 及 び 国 立 研 究
開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 、 統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 み ま す 。

※ 注 1 「 役 員 、 顧 問 等 」 に は 、 役 員 、 顧 問 の ほ か 、 相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有
す る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影
響 力 を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む 。

※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は 、 当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に
掲 げ ら れ た 額 に よ る こ と と し 、 取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る
取 引 の 実 績 に よ る 。

(2) 公 表 す る 情 報

上 記 (1) に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て 、 契 約 ご と に 、 物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量 、 契
約 締 結 日 、 契 約 先 の 名 称 、 契 約 金 額 等 と 併 せ 、 次 に 掲 げ る 情 報 を 公 表 す る 。

① 当 機 構 の 役 員 経 験 者 及 び 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 (当 機 構 O B) の 人 数 、 職 名 及 び 当
機 構 に お け る 最 終 職 名

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高

③ 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 に 占 め る 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 の 割 合 が 、 次 の 区 分 の い ず れ
か に 該 当 す る 旨

3 分 の 1 以 上 2 分 の 1 未 満 、 2 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 又 は 3 分 の 2 以 上

④ 一 者 応 札 又 は 一 者 応 募 で あ る 場 合 は そ の 旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

- | | |
|---------|---|
| 1. 品名 | A重油 |
| 2. 規格 | J I S 1 種 2 号相当品 |
| 3. 予定数量 | 約 3 6 kL |
| 4. 納入期間 | 自) 令和 7 年 1 0 月 1 日
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日 |
| 5. 納入場所 | 〒027-0097 岩手県宮古市崎山4-9-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 宮古庁舎 |
| 6. 特記事項 | (1) 契約業者は、当所職員が供給を要求した際に、当所の指定する貯蔵タンクへ安全に上記重油を供給するものとする。
(2) 供給の際は、当所貯蔵タンク及び周辺施設等に損傷を与えないよう細心の注意を払うとともに、特別な指示がある場合を除いては、当所の所有する貯蔵タンク以外への供給を行わないこと。
(3) 納入の際は、納品書を提出するものとする。 |
| 7. その他 | 詳細については担当職員の指示に従うこと。 |

購入仕様書

- | | |
|------------|---|
| 1. 品 名 | A重油 |
| 2. 規 格 | J I S 1 種 2 号相当品 |
| 3. 予 定 数 量 | 約 6 0 kL |
| 4. 納 入 期 間 | 自) 令和 7 年 1 0 月 1 日
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日 |
| 5. 納 入 場 所 | 〒853-0508 長崎県五島市玉之浦町布浦122-7
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 五島庁舎 |
| 6. 特 記 事 項 | (1) 契約業者は、当所職員が供給を要求した際に、当所の指定する貯蔵タンクへ安全に上記重油を供給するものとする。
(2) 供給の際は、当所貯蔵タンク及び周辺施設等に損傷を与えないよう細心の注意を払うとともに、特別な指示がある場合を除いては、当所の所有する貯蔵タンク以外への供給を行わないこと。
(3) 納入の際は、納品書を提出するものとする。 |
| 7. そ の 他 | 詳細については担当職員の指示に従うこと。 |

購入仕様書

1. 品 名 A重油
2. 規 格 J I S 1 種 2 号相当品
3. 予 定 数 量 約 2 kL
4. 納 入 期 間 自) 令和 7 年 1 0 月 1 日
至) 令和 8 年 3 月 3 1 日
5. 納 入 場 所 〒907-0451 沖縄県石垣市桴海大田148
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 八重山庁舎
6. 特 記 事 項 (1) 契約業者は、当所職員が供給を要求した際に、当所の指定する貯蔵タンクへ安全に上記重油を供給するものとする。
(2) 供給の際は、当所貯蔵タンク及び周辺施設等に損傷を与えないよう細心の注意を払うとともに、特別な指示がある場合を除いては、当所の所有する貯蔵タンク以外への供給を行わないこと。
(3) 納入の際は、納品書を提出するものとする。
7. そ の 他 詳細については担当職員の指示に従うこと。